

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年2月26日(水)
午後2時～
場所 市長応接室

- 1 岐阜県の対応について 資料1

- 2 岐阜市の健康相談等の状況について 資料2

- 3 イベント等の開催方針について 資料3

- 4 その他

【配布資料】

資料1 新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

資料2 岐阜市の健康相談等の状況

資料3 イベント等の開催方針について

参考1 席表

参考2 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議

日 時：令和2年2月21日（金）

17時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

○ 報告事項

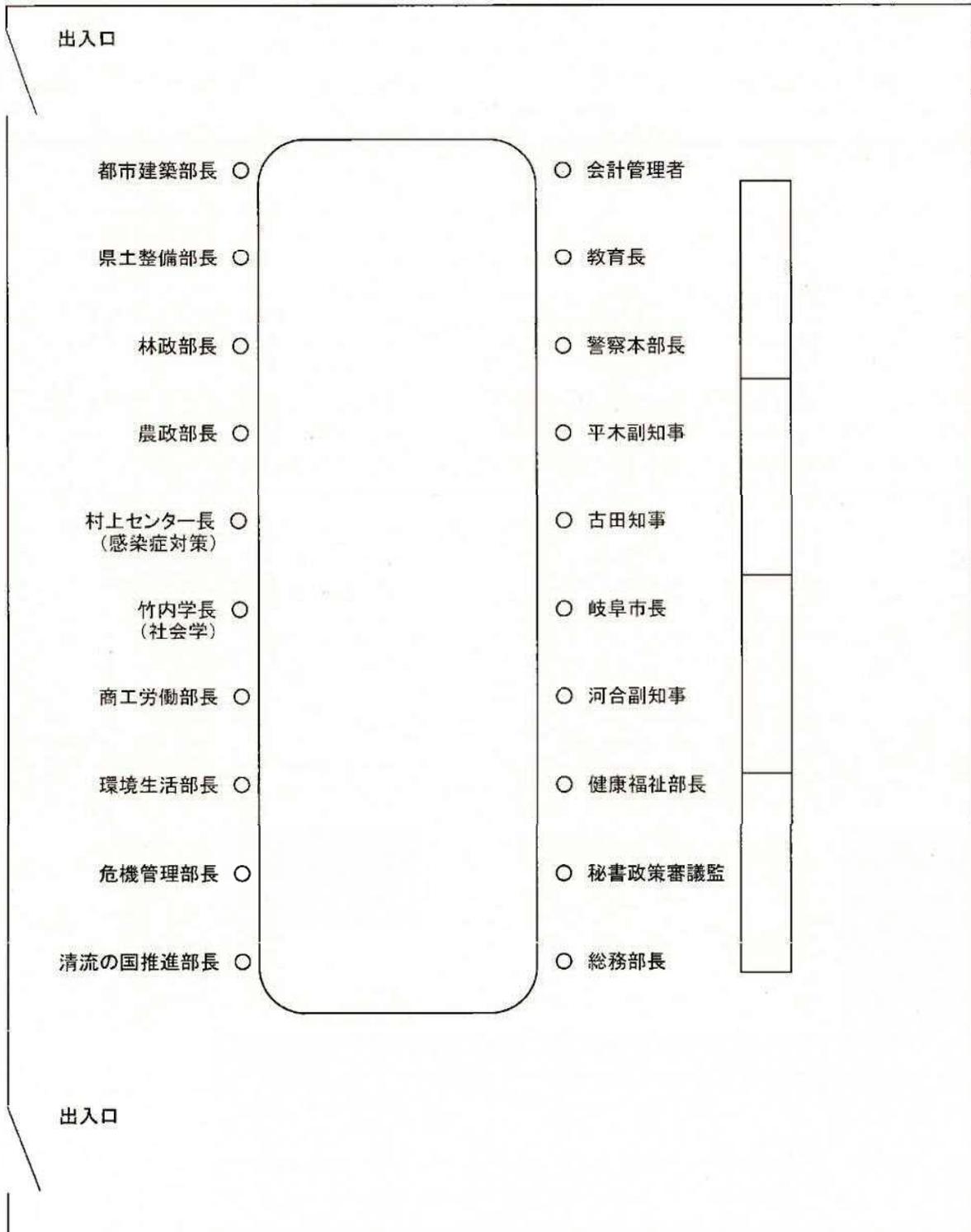
- 感染患者発生状況
- 岐阜県における対応

○ 感染の防止について

新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議 配席図

令和2年2月21日(金) 17:00 ~

4階特別会議室



1 患者発生概要

718名（2月21日14時現在）

(1) 国内での感染患者数

70名（2月21日14時現在）

(内訳)

東京都	18名	沖縄県	3名
和歌山県	10名	京都府	2名
神奈川県	9名	福岡県	2名
北海道	8名	三重県	1名
愛知県	9名	奈良県	1名
千葉県	6名	大阪府	1名

(2) 政府チャーター機に係る感染者数

14名（2月21日14時現在）／総数829人

(3) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に係る感染者数

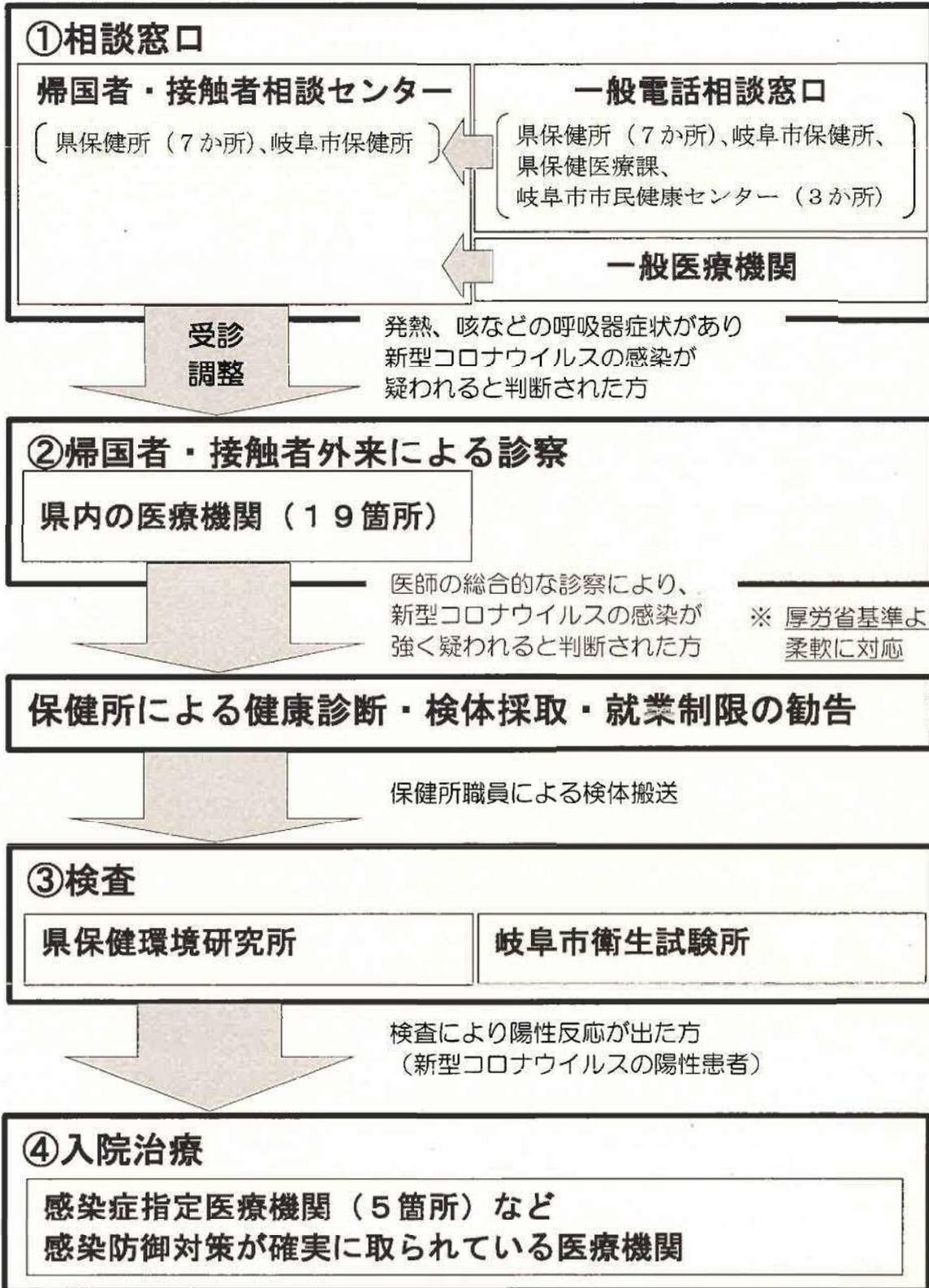
634名（2月21日14時現在）／総数3,063名

(4) 近隣県での感染患者数(2月20日現在)

発表日	発生県	年代	性別
1月26日	愛知県(1例目)	40代	男性
1月28日	“(2例目)	40代	男性
1月30日	三重県(1例目)	50代	男性
2月14日	愛知県(3例目)	60代	男性
2月15日	“(4例目)	60代	女性
2月16日	“(5例目)	60代	男性
2月17日	“(6例目)	60代	男性
2月18日	“(7例目)	60代	男性
2月19日	“(8例目)	50代	女性
2月20日	“(9例目)	80代	男性

2 岐阜県における対応

(1) 相談、検査、治療に関する対応



(1-1) 相談の状況

① 相談窓口

一般電話窓口（1月27日設置）

- ・相談件数：
1,680件（1月27日から2月20日までの累計）
- ・受付時間等：
[平日] 午前9時から午後5時まで
県保健医療課、県の保健所（7か所）、
岐阜市保健所、岐阜市市民健康センター（3か所）

[休日] 午前9時から午後5時まで
県保健医療課
- ・相談者：
県民 991件、医療機関 336件、行政 182件、
事業者 147件、その他 24件
- ・相談内容：
受診、診察について 822件、病院・施設の受入れ 160件
新型コロナウイルスの質問 121件、
症状に関する質問 55件、予防・体調管理 137件
クルーズ船（2月20日～） 32件、その他 353件

帰国者・接触者相談センター（2月5日設置）

新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談を受けて、受診可能な帰国者・接触者外来に案内

〔 一般電話窓口に寄せられた相談のうち、新型コロナウイルスの感染が疑われる方も、帰国者・接触者相談センターに引き継ぎ、対応。 〕

- ・相談件数：
37件（2月5日から2月20日までの累計）
- ・受付時間等
[平日・休日] 24時間（ただし、閉庁時間は電話呼び出し対応）
県の保健所（7か所）、岐阜市保健所

②帰国者・接触者外来

新型コロナウイルスの感染が疑われる方が、帰国者・接触者相談センターの受診調整を受けて受診する医療機関を、県内19か所に設置。

- ・ 受付時間等：

[平日・休日] 24時間

県内の医療機関（19箇所）

(1-2) 検査の状況

帰国者・接触者外来等で採取された検体により、新型コロナウイルスの感染を検査。

医療機関において疑いのあると報告のある事案については、厚生労働省の基準よりも柔軟に検査を実施。

検査のキャパシティは、1日最大で40件。

- ・ 岐阜県保健環境研究所（1月31日 検査体制整備）

リアルタイムPCR装置 2台

一日最大検査件数 20件

- ・ 岐阜市衛生試験所（2月3日 検査体制整備）

リアルタイムPCR装置 2台

一日最大検査件数 20件

受付期間	検査数	うち陽性者
1月31日～2月20日	17件 22名	なし

(1-3) 治療の状況

① 県内における発生状況

0人(2月21日現在)

② クルーズ船に係る陽性患者の受入れ

2月18日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の陽性患者8名を県内の医療機関に受け入れ

(1) 年代：60代 3名 70代 5名

(2) 性別：男性4名 女性4名

(3) 国籍：日本人5名、外国人3名

(4) 症状：有症状者 5名(重症患者0名)
無症状病原体保有者 3名

受け入れ医療機関では、入り口や入院病棟を一般患者と分けるなど、他の入院患者や外来患者との接触がない形で対応。

(1-4) 移送車等の状況

帰国者・接触者外来の受診により、入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染症の患者を、速やかに診療体制等の整った感染症指定医療機関等に移送するため、県下5圏域に感染症患者移送車とアイソレータを整備する。

(令和元年度 当初)

圏域	配置場所	感染症患者 移送車	アイソレータ
岐阜	岐阜県総合医療 センター	1台	1台
飛騨	飛騨保健所	1台	2台

(令和元年度当初予算により対応済) 480万円

中濃	可茂保健所	1台	1台
----	-------	----	----

(令和元年度予備費により対応) 1,900万円

岐阜	岐阜保健所	1台	1台
西濃	西濃保健所	1台	1台
東濃	東濃保健所	1台	1台
飛騨	飛騨保健所	1台	1台
上記5圏域に配置したアイソレータの交換用部品			
防護服の追加備蓄 300着×7保健所分 2,100着確保			

※ 移送車及びアイソレータは、3月下旬から4月上旬までに整備完了予定。

アイソレータの交換用部品及び防護服の追加備蓄は、2月下旬から3月上旬までに確保予定。

(2) 県民生活、経済に対する対応

(2-1) 融資相談窓口の開設、融資制度の緩和

- ・ 新型コロナウイルスに関する県内中小企業・小規模事業者の資金繰りなどの相談窓口を開設

新型コロナウイルス関連融資相談窓口

- ・ 開設日：令和2年2月5日（水）
- ・ 相談期間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ・ 設置場所：商工労働部商業・金融課、
県内の各県事務所産業労働係
- ・ 相談実績：4件（2月20日現在）
- ・ 融資実績：0件（2月20日現在）

- ・ 新型コロナウイルスによる影響を受ける県内中小企業・小規模事業者の早期支援に向け、県中小企業資金融資制度の要件を緩和

県中小企業資金融資制度の要件改正

- ・ 適用開始日：令和2年2月7日（金）
- ・ 資金名：経済変動対策資金
- ・ 改正内容：感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響を受ける事業者

旧	新
最近3か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比5%以上減少していること	最近1か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること

(2-2) 「清流の国ぎふ」宿泊割引クーポンの発行

- ・ 新型コロナウイルスに伴う中国人団体客のキャンセル等の影響を踏まえ、冬季の閑散期対策として県内宿泊施設を対象とした宿泊割引クーポンを発行し、約2,600人以上が予約。

「楽天トラベル」での宿泊割引クーポン発行

- ・ 発行期間：令和2年2月6日（木） ※ 同日昼過ぎには完売
- ・ 宿泊対象期間：令和2年2月6日（木）（チェックイン）
～同年3月31日（火）（チェックアウト）
- ・ 発行枚数：600枚
- ・ 割引額：5,000円
(大人2名以上で利用者の宿泊費合計が10,000円以上)

「じゃらんnet」での宿泊割引クーポン発行

- ・ 発行期間：令和2年2月17日（月） ※ 翌日朝には完売
- ・ 宿泊対象期間：令和2年2月17日（月）（チェックイン）
～同年3月31日（火）（チェックアウト）
- ・ 発行枚数：600枚
- ・ 割引額：5,000円
(大人2名以上で利用者の宿泊費合計が10,000円以上)

3 感染の防止（討議）

○ 感染を防ぐための注意事項について

- 消毒、咳エチケット
- ご高齢、基礎疾患をお持ちの方
- 公共交通機関、公共の場等での消毒

等

○ 県・市の対応の確認について

- 相談→診察→検査→治療のフロー
- 岐阜市との検査に関するリアルタイム情報交換システム
- 柔軟な検査体制、キャパシティ

等

○ イベント等について

○ 市町村等との連携について



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

岐阜市の健康相談等の状況

1 相談の状況

・相談窓口

保健所地域保健課（1月27日）、中・北・南市民健康センター（2月3日）

・相談件数 429件（1月27日～2月24日までの累計）

1/27～2/2	2/3～2/9	2/10～2/16	2/17～2/23	2/24	計
87	87	55	194	6	429

・相談者別

市民 250件、医療機関 122件、行政 25件、事業者 29件、その他 3件

・相談内容別

受診、診療、検査について 291件、予防、体調管理について 32件、
病院、施設の受入れ体制について 27件、新型コロナウイルス感染症について 24件、
クルーズ船患者の受入れについて 9件、症状について 7件、その他 39件

2 3月までのイベント等で中止の決定をしているもの

中止とする岐阜市主催のイベント、各種講座の名称・開催日

- ・岐阜市戦没者追悼式（2/26）
- ・もしもの時の医療と介護を考える講演会（2/27）
- ・市民病院公開講座
（糖尿病（毎週水・2/26から中止）、肝臓病（2/25）、心臓病（3/3）、講座内容未定（3/14））
- ・市民病院サルビアコンサート（毎週水・2/26から中止）
- ・市民病院医療現場見学会（2/25、26）
- ・市民病院セミナー
（岐阜地域下肢装具連携セミナー（3/6）、医療者ためのがんセミナー（3/27）、
市民のためのがんセミナー（3/28））
- ・市民病院研修会
（岐阜県がん診療連携拠点病院 教育研修専門部会 研修会（3/7）、中部医療の質管理
研究会 研修会（3/10））
- ・岐阜市こどもエコクラブ交流会（2/22）

イベント等の開催方針について

1 昨日政府の新型コロナウイルス対策本部会議で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（抜粋）

- ・ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- ・ 今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

2 2月24日に国において開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における専門家の見解

- ・ 感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。
- ・ 症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。

3 岐阜市における方針（案）

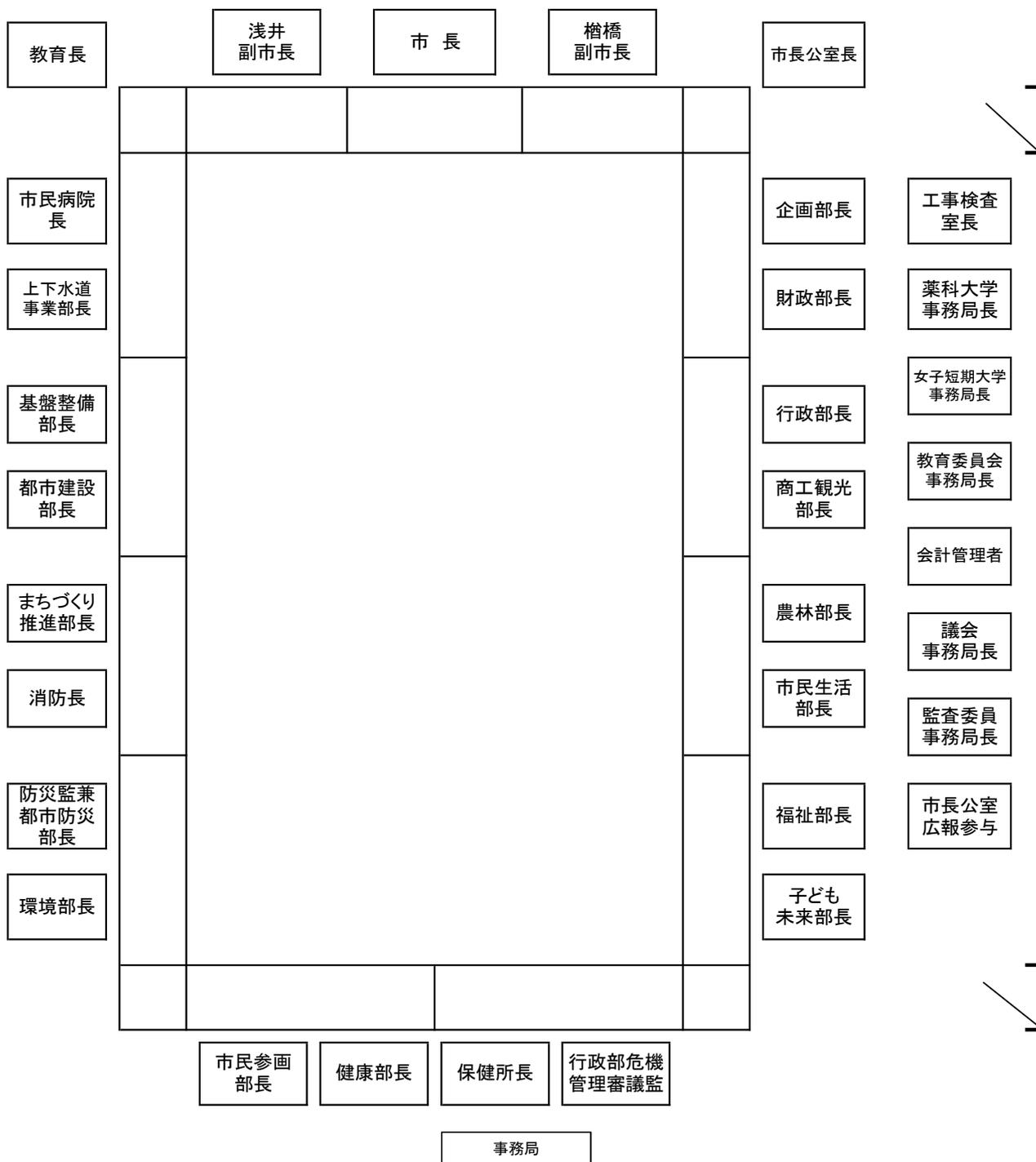
岐阜市主催のイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、**当面2週間（3月10日まで）**、次のとおり対応する。

- **屋内でのイベント等**については、**原則として延期又は中止する。**
- ただし、卒業式、各種健診、確定申告など、**屋内でのイベント等で、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なもの、及び屋外のイベント等**については、次に掲げる**感染予防対策を徹底した上で実施する。**
 - ・ 必要に応じてイベント等の開催規模（人数）を縮小すること。
 - ・ 必要に応じてイベント等の開催時間を短縮すること。
 - ・ 風邪のような症状のある人に参加自粛を要請すること。
 - ・ 咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
 - ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
 - ・ 食事を提供しないこと。

今後、国からイベント等の開催について詳細が示された場合、感染が拡大した場合等には、新たな方針を示すこととする。

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部席表

2020年2月26日



岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

令和2年1月28日決裁

令和2年2月21日改正

(設置)

第1条 岐阜市における新型コロナウイルス肺炎（以下「新型肺炎」という。）の発生の予防及び感染の拡大を防止するため、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型肺炎の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
- (2) 新型肺炎の感染の拡大の防止に係る対策の検討及び実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち、主に健康部に関する事務を担当する副市長、副次的に健康部に関する事務を担当する副市長の順位により、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 本部の機能を補完するために、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、健康部健康政策課長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健所副所長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長及び幹事会の会長は、必要に応じて本部の会議又は幹事会の会議を招集する。

- 2 本部にあつては健康部長が、幹事会にあつては健康部健康政策課長がそれぞれの会議の議事を進行する。

3 本部長及び幹事会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、健康部健康政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
市長公室長
広報参与
企画部長
財政部長
行政部長
危機管理審議監
工事検査室長
商工観光部長
農林部長
市民生活部長
福祉部長
子ども未来部長
健康部長
保健所長
市民病院長
環境部長
都市防災部長
消防長
まちづくり推進部長
都市建設部長
基盤整備部長
上下水道事業部長
市民参画部長
薬科大学事務局長
女子短期大学事務局長
教育委員会事務局長
会計管理者
議会事務局長
監査委員事務局長
本部長が必要と認める者

別表第2（第4条関係）

市長公室秘書課長
企画部総合政策課長
財政部財政課長
行政部行政課長
商工観光部商工観光政策課長
農林部農林政策課長
市民生活部市民生活政策課長
福祉部福祉政策課長
子ども未来部子ども政策課長
市民病院事務局病院政策課長
環境部環境政策課長
都市防災部都市防災政策課長
消防本部消防総務課長
まちづくり推進部まちづくり推進政策課長
都市建設部都市建設政策課長
基盤整備部基盤整備政策課長
上下水道事業部上下水道事業政策課長
市民参画部市民参画政策課長
薬科大学事務局庶務会計課長
女子短期大学事務局総務管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
会計課長
議会事務局議会総務課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局監査課長
会長が必要と認める者